# 割賦販売法とクレジットカードに係るセキュリティ対策について

平成26年2月7日 経済産業省商務流通保安グループ 商取引監督課

# 目次

1. 割賦販売法におけるクレジットカード番号等の適切な管理について・・・・p.2

2. クレジットカードのセキュリティに係る現状と今後の課題について・・・・p.9

# 1. 割賦販売法におけるクレジットカード番号等の適切な管理について

## 1-1. 割賦販売法におけるクレジットカード番号等の適切な管理

情報漏洩等による消費者被害の発生を受け、平成20年の割賦販売法改正時にクレジットカード番号等の適切な管理に係る規定を追加。

クレジット事業者等に対して、個人情報保護法ではカバーされていないクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を義務付けるとともに、カード番号等の不正提供・不正取得をした者等を刑事罰の対象とした。

## 〇 関係する条文

	割賦販売法	割賦販売法施行規則(省令)
イシュアー	35条の16 第1項	132条第1項
アクワイアラ	35条の16 第3項	132条第2項
イシュアー、アクワイアラによる委託先、加盟店等の管理	35条の16 第4項	133条

	割賦販売法
立入検査	41条 第3項(クレジットカード番号等の安全管理の状況に係るものに限る。)
改善命令	35条の17(35条の16 第1、3及び4項の措置について)
罰則	49条の2(カード番号等の不正提供、不正取得等について)

※)イシュアーにはマンスリークリアの取引を含む。

## 1-2. イシュアー、アクワイアラが講ずる措置①~自社~

- クレジットカード会社(イシュアー及びアクワイアラ)に対し、クレジットカード番号等の安全管理措置を義務付け(法第35条の16)。
- 具体的な基準は、割賦販売法施行規則(省令)で定めており、イシュアー、アクワイアラごとに、大まかに整理すると下表の通り。

## ○ イシュアー及びアクワイアラが自社について講ずる安全管理措置

	イシュアー (省令第132条第1項)	アクワイアラ (省令第132条第2項)
従業者の権限、責任の明確化、管理に係る規 程類の整備	0	0
従業者に対する教育・研修及び監督	0	0
不正アクセス防止措置	0	0
端末へのアクセス制限及び端末の動作記録	0	0
二次被害発生防止 (不正使用検知モニタリング等)	0	_
事故発生時の再発防止	0	0

## 1-2. イシュアー、アクワイアラが講ずる措置②~加盟店、委託先等~

○ イシュアー及びアクワイアラがクレジットカード番号等保有業者(加盟店、加盟店の委託先、クレジットカード会社の委託先)に対して講ずる指導その他の措置(省令133条)。

指導等の対象者		措置の基準
加盟店	事前 措置	①加盟店において漏えい等の事故が発生した場合は当該事故の状況をクレジットカード会社に対して連絡すべき旨を予め通知すること等(2項1号) ②加盟店において漏えい等の事故が発生したときはクレジットカード会社が当該加盟店に対し類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導を行う旨を予め通知すること(2項3号)
加盟店の委託先		<ul><li>①加盟店の委託先において漏えい等の事故が発生した場合は当該事故の 状況を加盟店を通じクレジットカード会社に対して連絡すべき旨を通知 すること等(2項2号)</li><li>②加盟店の委託先において漏えい等の事故が発生したときはクレジットカード会社が加盟店を通じ当該委託先に対し類似の漏えい等の事故の再 発防止のために必要な措置を講ずることについて指導を行う旨を通知 すること(2項4号)</li></ul>
加盟店	事後 措置	類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導(3項)
加盟店の委託先	加盟店を通じ、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導(4項)	
クレジットカード会社 の委託先	クレジットカード番号等の取扱いの委託を受けたクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと(5項)	

<sup>※</sup>委託先には、それぞれ二以上の段階にわたる数次の委託先を含む。

## 1-3. 割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針

平成24年10月に「割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針」を制定し、クレジットカード番号の保護についても評価項目を設定。

### 割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針

第2章 信用購入あっせん事業者に対する監督

Ⅱ-2 監督に係る考え方と評価項目

Ⅱ-2-2 業務の適切性

Ⅱ-2-2-3 適切な情報管理

Ⅱ -2-2-3-3 クレジットカード番号等の適切な管理【クレジットカード等購入 あっせん業者対象項目】

→管理措置の水準、管理の責任部署、責任者の明確化、不正利用 時防止措置、委託先の監督や加盟店の管理体制等について評価 項目を記述。

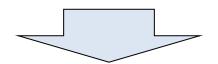
# 【参考】割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針

#### Ⅱ -2-2-3-3 クレジットカード番号等の適切な管理【クレジットカード等購入あっせん 業者対象項目】(抜粋)

- (1)クレジットカード番号等の管理に係る措置が、個人情報保護法、経済産業分野ガイドライン及び信用分野ガイドラインに規定する保護措置と同等の水準で実施されていること。
- (2)クレジットカード番号等の管理の責任部署の責任者、クレジットカード番号等の管理に関する規定を定めていること。また、クレジットカード番号等の管理者を限定するなど、不正防止のための措置を講じていること。
- (3)クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生した場合に、購入者等以外による不正利用等を防止するための必要な措置を講じる体制を整備していること。
- (4)クレジットカード番号等の適切な管理を行い得るシステムを整備していること。
- (5)クレジットカード番号等を取り扱う業務を第三者に委託する場合における委託先の監督 の基準を定め、日常業務の運営において実践していること。
- (6)加盟店に対して、カード番号等の適切な管理及び漏えい時の早期の報告が実施される 体制を確保するための指導や管理状況の確認を定期的に実施する体制となっていること。 また日常業務の運営において実践していること。
- (7)加盟店においてクレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生した場合に、クレジットカード等購入あっせん業者及び立替払取次業者に対して早期に連絡をしなければならない旨、及び加盟店において漏えい事故が発生した場合には加盟店に対して指導を行う旨が通知されていること。また、加盟店の委託先に対しても、加盟店を通じて同様の措置がとられていること。

## 1-4. クレジットカード番号等を不正入手した者に対する罰則

- 以下の者に対し、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金を規定(法第49条の2)。
  - ①クレジットカード会社、クレジットカード番号等保有業者又はこれらの従業員、退職者が不正な利益を図る目的で第三者へ提供・盗用した者
  - ②カード番号等を詐取した者、管理者の承諾を得ずに複製した者、不正アク セス行為により取得した者
  - ③正当な理由なく、クレジットカード番号等を売買した者、売買する目的で保 管した者



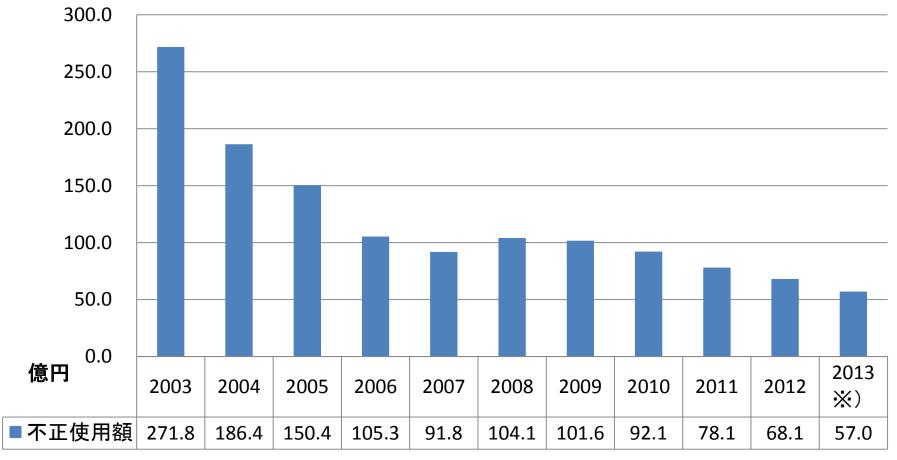
事業者による事前予防措置 + 違反を犯した個人への刑事罰により、クレジットシステムの保護を図る。

# 2. クレジットカードのセキュリティに係る 現状と今後の課題について

# 2-1. カード番号等の不正使用の現状

市場全体のクレジットカード不正使用被害額は、ここ10年で大幅に減少したものの、依然、多額の被害が発生している。

## クレジットカード不正使用被害の発生状況推移



出典: (一社)日本クレジット協会『クレジットカード不正使用被害額調査』

※)2013年は1-9月期の数値。

# 2-2. クレジットカードに係る情報セキュリティ対策

導入が進められているセキュリティ対策の例として、以下 の3つがあげられる。

対策	概要•目的	対象
ICクレジット カード	クレジットカード情報を、偽造が困難なICチップに記録するもの 偽造防止や暗証番号による本人確認強化が期待できる	対面取引
PCI DSS	加盟店、決済代行業者、クレジットカード事業者等、カード情報を扱う事業者のセキュリティ基準 事業者側からの情報漏洩防止が期待できる	
3Dセキュア	インターネット取引でクレジットカードを利用する際に、 利用者が事前に設定したパスワードを用いて認証する カード会員以外によるカードやカード情報の不正使用防止を期待できる	インター ネット取引

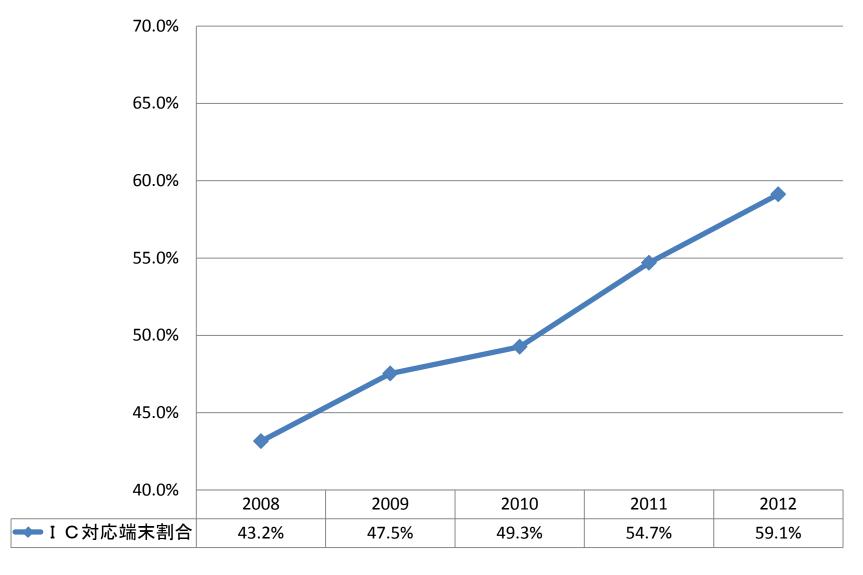
経済産業省 「平成 24年度商取引適正化・製品安全に係る事業 (クレジット産業の健全な発展及び安全利用等に向けた調査研究)報告書(平成25年3月)」を基に作成。

# 2-3. セキュリティ対策にかかる課題

対策	課題
ICクレジットカード	クレジットカードのIC化は、平成25年3月時点で日本クレジット協会会員262社中160社が80%以上のIC化を達成。総発行枚数でも約6割と相当進展。一方、カードに比べやや緩やかな普及であった加盟店端末のIC化も近年進展しており、2012年時点では59.1%(次頁表参照)。※)
PCI DSS	普及が進んでいるが、加盟店側の費用負担から広範な普及には至っていない。
3Dセキュア	普及が進んでいるが、加盟店側における費用負担や利用者側の手間が増えることによる販売機会逸失のおそれから、広範な普及には至っていない。

経済産業省「平成 24年度商取引適正化·製品安全に係る事業(クレジット産業の健 全な発展 及び安全利用等に向けた調査研究)報告書(平成25年3月)」を基に作成。

# 【参考】加盟店端末のICカード対応

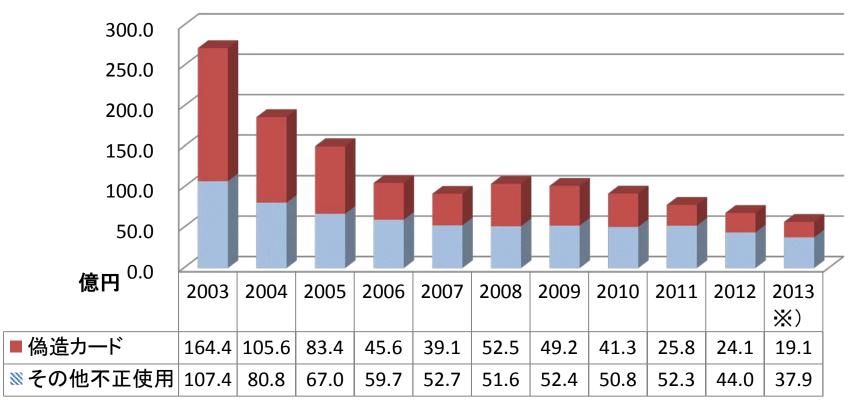


出典: (一社)日本クレジット協会『日本の消費者信用統計 ~平成25年版~』

# 2-4. クレジットカード不正使用被害の内訳①

カード偽造被害とその他に分けて見ると、偽造被害について特に顕著な減少が見られる一方、インターネットを含むその他の被害は緩やかな減少にとどまる。

クレジットカード不正使用被害の発生状況推移

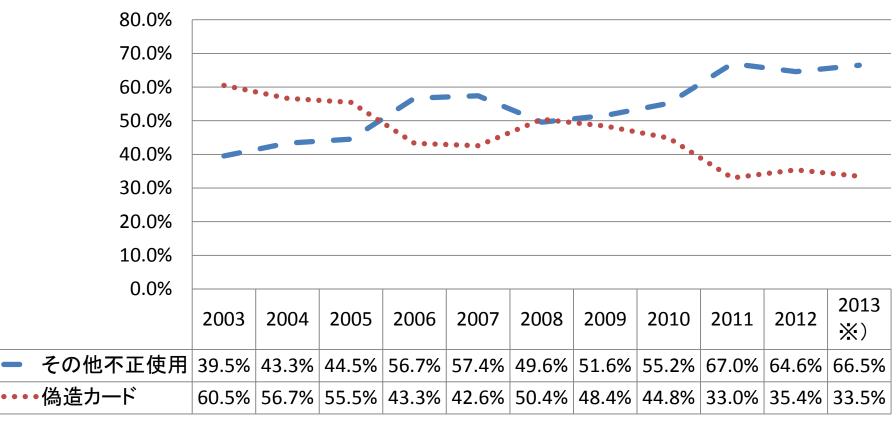


出典: (一社)日本クレジット協会『クレジットカード不正使用被害額調査』 ※)2013年は1-9月期の数値。

# 2-4. クレジットカード不正使用被害の内訳②

偽造被害とその他の構成比率を見ると、近年その他の比率が増加し、偽造を上回っている。

## クレジットカード不正使用被害の発生状況推移【構成比】



出典: (一社)日本クレジット協会『クレジットカード不正使用被害額調査』

※)2013年は1-9月期の数値。

# 2-5. クレジットカード番号の漏洩事案の傾向

当省が最近報告を受けたカード番号等の漏洩事例を見ると、漏洩の要因は多種多様だが、加盟店に対する不正アクセスが目立つ。

	事案の例
不正アクセス	<ul> <li>加盟店のオンラインショップへの不正ログイン(ID・PWクラッキング)</li> <li>加盟店オンラインショップのサーバーへの不正アクセス(バックドア・SQLインジェクションetc)</li> <li>加盟店の業務委託先への不正アクセス</li> <li>加盟店と決済代行業者との通信サーバーへの不正アクセス</li> </ul>
	→ <u>加盟店への不正アクセス</u> が顕著
その他	<ul><li>職員が、カード番号を含む顧客情報を記録したPCを誤って紛失した</li><li>職員が、カード番号が記録された書面を誤って紛失した</li><li>委託先職員が印刷不良のカードを詐取した</li><li>加盟店職員が、ハンドスキマーを用いてカード情報を詐取した</li></ul>

## まとめ. 今後の取組について

- •ICカード化の進展等により、カード偽造被害は大幅に減少、IC化対応は カード、加盟店端末とも進行中
- •3Dセキュア、PCI DSSといった対策は、なお進展余地が大きい



# 〇今後の取組の方向性

- ・加盟店の端末を含むICカード化への取組の継続
- •3Dセキュア、PCI DSS等のカード情報の漏洩、不正使用防止策の一層の強化